

ID: 846

担当部署: 町民環境課

処分の概要	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令		
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4第1項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第19条の4第1項の規定による。 (措置命令) 第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日